

ドイツ連邦共和国における農業相続法

ゲッティンゲン大学農業法研究所助教・法学博士

ヴォルフガング・ヴィンクラー

田山輝明
榎沢能生
山田伸直

目次

- 一、市民的相続法と農業経営
- 二、特別農業相続法の諸機能
- 三、特別農業相続法の形成手段
- 四、ドイツにおける現在の法状況
- 五、農業における世代交替と私的自治
- 六、一子相続法―北西ドイツ農場一子相続法を例として―

ドイツ連邦共和国における農業相続法

- 1 農場一子相続法の適用範囲
- 2 農場相続人の選任
- 3 その他の遺産相続人の地位
- 七、農業における世代交替と農林業用地片取引法

一、市民的相続法と農業経営

市民的相続法の諸原則と農業経営の維持との間には、一定の

緊張関係が存在する。民法が経済的統一や経営および企業を規制するのは、その周辺部のみである。すなわち、同法は基本的に個々の目的物に対する権利のみを規定する。民法典の相続法は平等と自由の原理によって規定されている。これにより相続に際しては、相続財産を全相続人の中で平等に分割するという原則が適用されることになる。したがって経済的統一は、相続において破砕されるか、あるいは少くとも相続補償によって債務超過となる可能性がある。さらに全相続人を平等に処遇するために、原則として取引価格が相続法上の請求権算定の基礎となっていることから、相続における経営の危険が生じる。

しかし、全相続人の平等という理念だけではなく、自由思想から帰結する個人主義も経済的統一を危険にさらすことに一役買っている。民法典は相続人組合の相続には否定的態度を示している。相続人組合は、原則的には遺産分割を主目的としてるのである。

同様に自由思想から帰結する、被相続人の遺言の自由は、確かに相続において経営を確保することに寄与する可能性を有している。従って被相続人は終意処分によって、たとえばただ一人の相続人を、その後継者に指定するか、または相続人組合の場合には分割方法の指定によって、一人の相続人による経営の

不分割承継を指定することができる。しかし、被相続人が、経営の利益のために、他の相続人の冷遇を指示する場合には遺留分権による限界が存在する。さらに被相続人は終意処分によって相続分割の延期を規定することができるが、それも最長期間三〇年までである。

二、特別農業相続法の諸機能

これらの理由が立法者を動かして農業土地所有の相続に関する特別な規制を実施する気を起させるのである。これらの特別規定は、相続における農業経営の分割を防止し、また「譲歩相続人への」補償給付または相続の際の遺留分請求により生じる債務超過から農業土地所有を保護することに役立ちうる。このことと共に、立法者は相続の過程にある農業経営を、一定の要件を満たしている一人の農場後継者に帰属させることについても配慮することができる。たとえば北西ドイツ四州の農場一子相続法、あるいはまた農林業用地片取引法は、それぞれ農場相続人となるための要件または一括配分の要件として、相続人の経営能力を要求している。相続の時点ですでに農場を長期間経営管理してきたか、または経営に従事してきたか、あるいは農業教育を経てきた特定の相続人には農場相続にあたって優先権が与えられる。これに対し以前農場一子相続法を支配して

いた農場の家族緊縛の原則は、家族制度の変化の帰結として放棄されている。すなわち血縁関係にない相続人が遺言により指定された場合の農業裁判所の許可取得義務——これは農場を先祖伝来の家族内に維持することに寄与すべきものであるが、——は、一九七六年の農場一子相続法の改正にさいして廃止されてしまった。

三、特別農業相続法の形成手段

農業経営の相続におけるこれらの特別な目的は、法技術的には多様な方法によって達成されうる。一つには、農林業用地片取引法上の土地法的指導規定によって、例えば農業用地片の分割を拒否したり、官庁の認可にからしめたりすることによって、相続法の外部でこれらの諸目的が達成されるべく努力されている。他方では、遺留分権のもつ一定の限界内においてではあるが、その私的自治の原則を帯有する民法典は、生前の法律行為により、または終意処分により、経営の利益のために合目的な方法によって世代交替を生ぜしめるべき形成可能性を被相続人のために認めている。農業経営との関連において民法上の相続法は特別規定を有しており、これによって被相続人により広い形成可能性が与えられている。すなわち民法典二〇四九条は、被相続人が最終意思により共同相続人の一人による承継

を命じた農場は、疑わしき場合には、収益価格によって評価されるべきものと推定している。この場合には遺留分の計算についても収益価格が基準となる（民法典二三二二条）。一方で、このような解決はまだ一般的相続秩序の枠内に留まっているが、他方では特別な農民相続法はこの枠を超えることになる。この場合には三つの形態が区別されるべきである。すなわち一子相続法、法定分割方法の指定、および一括配分手続である。

一子相続法は農業経営について民法上の相続法とは異なった特定相続を創設している。これによって包括承継の原則が破壊される。これは、被相続人の死亡にさいして農場は相続人組合には帰属せず、直接に一人の相続人、すなわち、いわゆる一子相続人に帰属する、ということによって特徴づけられている。民法の相続法による共同相続人は縮減された補償請求権を有するだけである。一子相続法の適用基盤との関連においては、直接的な一子相続法と間接的な一子相続法とが、区別されるべきである。直接的な一子相続法は、法律に基づいて客観的なメルクマール（例えば面積または価格）によって表示される一定の農場について適用される。一子相続農場であることが登録簿に登録されても単に宣言的效果しかもたない。これに対して間接的な一子相続法の適用は公簿への創設的登録に依存している。農場所有者の私的自治への配慮如何により、任意的な一子相続法と強

行的一子相続法とが区別される。強行法的一子相続法は所有者の意思とは無関係にもしくはそれに反しても適用されるが、任意法的一子相続法は所有者の意思に依存する。直接的一子相続法も間接的一子相続法も、所有者が一子相続法の適用を排除しうるか否かによって、任意的でもありうるし、強行法的でもありうる。

一括配分手続が一子相続法と区別されるのは、それが特定相続を創設しないからではなく、それがはっきりと民法上の相続法の体系に適合的であるからである。経営は被相続人の死亡にさいして一般相続法の規制に従って形成される相続人組合に帰属する。相続財産の帰属ではなくて分割だけが、市民法とは異なった特別の規制に服するのである。その場合には、経営は農業裁判所によって譲歩共同相続人たちへの適切な補償と引き換えに、共同相続人の一人に分割されずに配分される。ちなみにヘッセン州の農場法によれば、一九七〇年までは承継の決定は農業裁判所ではなく親族会議が行っていた。

一子相続法と一括配分手続との中間的解決形態としては、法律に基づく分割方法の指定の体系がある。たとえばそれは一八九八年のバーデン農場法において実現されている。その場合には一子相続法と違って、農場は相続の開始にさいして、市民法の規制に従って形成される相続人組合に帰属する。しかし農場

の法定承継権は共同相続人の意に反することがあっても相続人の一人に帰属する。したがって一括配分手続とは違って、農場承継人は裁判官の判決ではなく法律または被相続人の終意処分によって決定される。

四、ドイツにおける現在の法状況

自由と平等の原則を伴ったフランス革命の帰結として、特定の集合財産に関する古い特別相続秩序は解体するにいたり次々と市民的相続法に服していった。このことはとりわけ農民財産につき妥当した。一子相続慣行の地域においては農民的土地所有の不分割相続は生前譲渡にあたっての契約自由の手段、または遺言の自由の手段によってしか達成されえなかった。バーデン州においてのみ、シュヴァルツヴァルトの不分割農場財産の場合に、特別の農業相続法が立法上維持された。

しかしながら一九世紀中葉以来、これと逆行する発展が始まった。生活力のある農民経営の維持のため、一八七〇年から一九三三年の間に多くの州で、明らかに任意法的一子相続法の原則を前提とする一子相続法が出現した。民法施行法第六四条により、諸州は一子相続法に関する規定を置く権限を付与された。もちろんその場合一子相続法に服する地片を、死因処分することについての被相続人の権利は制約されない。一九三三年

九月二九日のナチスの世襲農場法は、世襲農場に関して、所有権者の生前処分または死因処分のいずれの自由をも広範に排除することにより、極端な一子相続法思想に到達した。ライヒ世襲農場法は、一九四七年二月二〇日の連合軍管理法第四五号によって廃止された。第二次大戦以降の法発展は、若干の州、すなわちブレーメン、ヘッセン、バーデン、ヴェルテンベルクにおいては、一九三三年以前に効力を有していた一子相続法と再結合する形をとった。すなわち上記の諸法が再び実施された。イギリス占領地区の四つの州、すなわちシュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ハンブルク、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファールンについては、一九四七年、イギリス軍政府により、農場一子相続法が發布されたが、これは一九三三年以前の法伝統とは異なり、強行法的の一子相続法を導入したものであった。北西ドイツ四州の農場一子相続法は一九七六年に抜本的に改正され、これによって憲法上および農業構造上の諸事情の変化に適合することになった。それまで分割相続慣行が支配的であった、ラインラント・ファルツ州が、一九五三年の農場一子相続法によって任意法的な一子相続法を導入したことに、農場一子相続法は第二次大戦後、その適用領域を一層拡大することができた。そして一九六一年七月二八日の連邦法である農林業用地片取引法は、法定相続による相続人組合が成立

ドイツ連邦共和国における農業相続法

している場合の一括配分手続を連邦全土に適用されるものとして規定したのであった。

したがってドイツ連邦共和国には、現行農業相続法について、連邦の統一的規定は存在しないのである。農民相続法によってもたらされた非常に多様で複雑な様相は、立法権限が連邦と州のあいだで分割されていることに起因している。相続のさいの農業経営の評価に関する民法典の特別規定、ならびに一九六一年の農林業用地片取引法における一括配分手続の規定は連邦法である。同時に、連邦の各州において以下のような州法上の規定が効力を持っている。ブレーメン〓一九六五年十月一九日の改正文言における一八九九年九月一八日付農場一子相続法(Höfegesetz)、ヘッセン〓一九七〇年七月一五日の改正文言における一八八七年七月一日付農場法(Landgüterordnung)、ラインラント・ファルツ〓一九五三年十月七日付農場一子相続法(Höfegesetz)、バーデン・ヴェルテンベルク〓一九四九年七月一二日の改正文言における一八九八年八月二〇日付不分割農場財産に関するバーデン法、一九四八年七月三〇日の改正文言における旧ヴェルテンベルク——バーデン州と一九五〇年六月一三日の改正文言における旧ヴェルテンベルク——ホーエンツォレルン州についての一九三〇年二月一四日付一子相続法(Anerbenerrecht)に関するヴェルテンベルク法。ブレーメン、

ラインラント・ファルツ、ヴェルテンベルクの規定が、一子相続法を採用しているのに対して、ヘッセンの農場法は一括配分法を規定している。これに対してバーデンの農場法 (*Hofübergangsrecht*) は、法律に基づく分割方法の指定の体系に従っている。

一九七六年七月二六日の改正文言における北西ドイツ四州に関する一九四七年四月二四日付の農場一子相続法は連邦法ではなく、むしろ基本法第一二五条に適合するいわゆる部分連邦法であり、これは連邦の一部にのみ有効であり、連邦の立法者によってのみ変更されうる。

個々の法源の適用順位は以下の通りである。農業経営が州の農場一子相続法、あるいは部分連邦法としての北西ドイツ四州の農場一子相続法に服する限り、それらの規定が適用される。農業相続に関して、州法または部分連邦法が存在しないか、あるいはそれらが適用されない場合には、農業経営は民法典にしたがって相続される。もちろん法律によって生じた相続人組合の遺産分割に関しては、農業経営の場合、農林業用地片取引法による一括配分に関する規定が決定的な意味をもつ。

農民相続法について個別法律がもつ意味は、非常に異なっている。最も広大な適用領域をもつのは、北西ドイツ農場一子相続法であり、約一八万の農場がこれに服している。ラインラント・ファルツでは、農場一子相続法に服している経営の数は、

一九七六年で七、八八一に達し、バーデン・ヴェルテンベルクでは特別の農業相続法に服している農場の数は一九六三年で一三、七三七を数える。これに対してヘッセンの農場法に服する経営数は一九六三年において一九九であり、またプリーメン農場一子相続法は、一九七四年の時点で一九六であって意味をもたない。各州の農場一子相続法がもつ重要度の相違は、一子相続法の性格が強行法的であるか任意法的であるかによって、さらには伝統的な農民相続慣行によって規定される。一九八一年の農業報告書によると一九八〇年において農業経営（専業・兼業経営）の総数は七九七、五〇〇に達するが、これを前提とすれば総経営の約四分の一が、特別農業相続法に服しているということを確認することができる。

五、農業における世代交替と私的自治

農業経営における世代交替は、二つの形式において生じる。すなわち高齢農民の生前における、予定された農場承継人への農場譲渡の形式によるか、または被相続人の死亡にさいしての法律もしくは遺言による農場移転の形式である。農場譲渡契約は実務において重要な役割を演じている。その場合高齢農民は経営をその承継者に譲渡するが、承継者の方は、その両親への隣居分の給付とその兄弟姉妹への補償の支払を義務づけられ

る。農場譲渡契約または相続による高齢世代から若い世代への経営の移転は、個々の地域ごとの農民的相続慣行により規定されている。その場合、経営がただ一人の相続人へ移転する、不分割農場相続（一子相続慣行）の支配的な地域と、現物分割慣行の地域とを区分することができる。そこで生前の農場譲渡は私的自治による形成の重要な可能性を意味している。この可能性は現在農業者に対する老齢年金法による特殊な方法で促進されている。というのは農業経営の移転が、一定期間掛け金を支払っていることおよび六五歳の年齢要件を充足していることとならんで、老齢年金受給の要件となっているからである。一定の前提条件の下で遺留分権者にとって、遺留分滅殺請求権が生じうるから（民法典二三二五条以下）、もちろん遺留分権者の権利が農場譲渡契約によって排除されることはない。農場一子相続法は、農場譲渡契約につき特別の規定を置いている。農場一子相続法一七条によれば、農場譲渡契約によって農場の不分割相続の原理は、破られることはない。したがって農場譲渡の枠内における複数の相続人への経営の分割は排除されている。農場譲渡契約は農業裁判所による認可を必要としている。

生前における農場譲渡契約と並んで、被相続人は、遺言の自由により一定の限度内で経営の維持につき配慮することができる。すなわち、終意処分により一人の相続人を指定し、または

農業経営を先取遺贈もしくは分割方法の指定によって相続人の一人に割り当てることを通じて。これによって確かに相続における経営の分割が回避されるが、もちろん被相続人の遺言の自由は遺留分権により制限されるから、相続補償による経営の債務超過の危険が存在する。ドイツ相続法においては、被相続人の一定の近親者、すなわち直系卑属、配偶者さらに場合によって両親の遺留分権は現物相続権としてではなく、相続人の金銭支払請求権——遺留分権者に帰属する法定相続分の価格の半額——として形成されている。遺留分は取引価格を基礎として算定される。しかしながら、農場財産の場合には、被相続人の遺言の自由は次のことによって拡大されている。すなわち被相続人が終意処分における相応の分割方法の指定により、農場の一人の相続人による不分割的承継と遺留分権の収益価格を基礎とする算定（民法典第二三一二条）を実現することができることによつて。

少なくとも一定の期間、経済的統一体を維持すべき一つの法的手段として継続的夫婦財産制がある。夫婦は夫婦財産契約によって夫婦財産制について合意することができる、その場合には夫および妻の財産は組合財産となる（夫婦の合有財産となる）。この場合には夫婦は、夫婦財産制が配偶者の一方の死亡した後においても生存配偶者と共通の直系卑属との間で継続される旨

合意することができる。この場合には死亡配偶者の合有財産部分は遺産には帰属しない。継続的夫婦財産制は遅くとも再婚または生存配偶者の死亡によって終了する。夫婦財産制の終了後には配偶者と直系卑属との間で遺産分割が実施されなければならない。農場財産が合有財産に属している場合には、各配偶者は終意処分によって、農場財産は直系卑属もしくは生存配偶者によって収益価格で承継されるべき旨命ずることができる（民法典一五一五条）。

したがって私的自治は生前行為（農場譲渡契約・相続契約）により、さらには終意処分により、世代交替における農業経営の分割または債務超過を一時的もしくは永久に防止する可能性を提供している。しかし法定相続に関しては民法典中に農業経営のための保護規定は存在していない。

六、一子相続法―北西ドイツ農場一子相続法を例として―

農業経営の場合の被相続人の遺言の自由に関する民法典の特別規定は市民的相続法秩序に対して一定の修正を加えてはいるが、なおその枠内にとどまっている。ところが一子相続法は、その適用下にある農業経営については民法典とは異なる特別法を導入することにより、市民的相続法や包括承継の原則さらには全相続人平等の原則との完全な分離を行なっている。そして

この特別相続法に基づいて、経営は法定相続ならびに遺言相続の枠内で、一人の相続人、いわゆる一子相続人に帰属しうる。

一子相続法の導入にあたっては、立法者にとっては三つの主要な規制上の問題が生じてくる。第一には、立法者はいかなる経営が特別相続法の適用範囲に入るかということを規定しなければならない。第二に、立法者は法定相続もしくは遺言相続による農場相続人の選定に関する規定を置かなければならない。最後に、立法者は、その他の遺産関係人、すなわち譲歩相続人遺留分権利者、ならびに遺産債権者の権利を確定しなければならない。このような規制問題を北西ドイツの農場一子相続法を例にとりて明らかにしたい。一九七六年に根本的に改正された本法は、その他の一子相続法（ブレイメン、ライブラント・ファルツ、ヴェルテンベルク）との比較において、より大きな意義を有することになる。

1、農場一子相続法の適用範囲

一九七六年まで適用されていた農場一子相続法の文言によれば、課税統一価格一百万DMを超える経営には強行法的農場一子相続法が直接的に適用されていた。つまりこの法律は所有者の意思とは無関係にもしくはその意思に反してでも適用されていた。つまり土地登記簿への農場予備登記は単に宣言的な意味しか有していなかった。課税統一価格一百万DM以下の経営の場合に

は所有者の申立により一子相続農場であることを登記することが出来た。この場合には農場予備登記は、創設的效果を認められていた。一九七六年の新農場一子相続法は、強行法的農場一子相続法の制度を廃止した。一九七六年の新法は、同時に農場一子相続法が適用される経営についての下限を高め、この方法により一定の小規模経営を不分割相続から排除した。改正された農場一子相続法によれば、二万DM以上の経済的価値を有する経営は、将来、農場一子相続法に従って相続される。所有者には、自己の土地財産はもはや農場ではないと宣言し、かつ土地登記簿上の農場予備登記を抹消することにより、その経営を市民相続法の適用下に置くという可能性が認められている（農場一子相続法第一条）。一子相続農場たる性質は、確かに所有者の一定の宣言または登記簿への登記を問題とすることなく、経営が一定の経済的価値を超えると直ちに発生するが、その喪失は所有者の意思によるものとされているのである。一万DMから二万DMの間の経済的価値を有する土地財産については別の規制が行われている。この場合に農場一子相続法の適用を受けるためには、所有者の申立により農場予備登記が必要なものとされている。この場合にも同様に、一子相続農場たる性質の喪失は、所有者の意思によるものとされている。

農場一子相続法が適用される経営とは、一自然人の単独所

ドイツ連邦共和国における農業相続法

有、または夫婦の共同所有となっている経営のみである。つまり利益貸借に基づく経営または法人もしくは夫婦でない複数人の所有に属している経営については、民法典が適用される。

2、農場相続人の選任

法定相続の場合について農場一子相続法は以下のような農場相続順位を定めている。第一順位は被相続人の子およびその直系卑属であり、第二順位は被相続人の配偶者、第三順位は被相続人の両親である。ただし農場が両親もしくはその家族に由来し、またはその資金によって取得された場合に限られる。そして最後に第四順位に属するのは、被相続人の兄弟姉妹およびその直系卑属である。先順位の親族が存在している限り、その者より後順位の者は相続から排除される。第一順位および第四順位において複数の同順位者が存在している場合には、農場相続人を決定するために、さらに補足的基準が必要である。この場合について農場一子相続法は三つの選任基準を定めている。第一に、被相続人から相続開始時点において、農場の経営管理を永続的に委託されている共同相続人が、農場相続人となる。ただし、被相続人がその者に対して農場相続人の決定を明確に留保した場合にはこの限りではない。第二に、被相続人の直系卑属もしくは兄弟姉妹がこのような基準に該当しない場合には、被相続人により教育、または農場での仕事の種類と範囲を通じて

農場を承継すべきであると認識せしめられた者が農場承継人となる。第三にこのような觀念に合致する共同相続人が一人もいない場合、または反対に複数存在する場合には、農場相続人は補充的に地域慣習に従って長子相続権、または末子相続権に基づいて決定される。もちろん経営能力のない者は、農場相続人から排除される。農場の経営管理者としての経営能力があるというためには、経営の正常な管理を単独でなしうることが保証されるべきである。もちろん単に年齢が若過ぎることが経営無能力の原因である場合または生存配偶者への相続が問題となっている場合には、このような基準を満たさないということによって、一子相続農場たる性質が排除されることはない。

農場一子相続法は、一定の範囲内で、法的相続順位に反して農場相続人を終意処分により指定する自由を所有者に与えている。したがってこの法律は農場相続人の被相続人による別段の指定をすべて排除するというような強行法的の一子相続法ではない。しかし農場相続人の指定の際には、農場所有者の遺言の自由は、民法典との比較において次の三つの点において制限されている。一つは、被相続人が農場一子相続法による特定相続を死因処分により排除することはできないということである。つまり被相続人は複数の農場相続人を指定することはできず、一人の農場相続人を指定することができるにすぎないのである。

もちろん被相続人が遺贈をすることは自由である。地片の遺贈の場合にそれが有効となるためには、農業裁判所の同意が必要である。農場の特定承継が困難になりかねないほど多額の金銭遺贈は争訟のさいに農業裁判所によって妥当な額に減額される。第二に被相続人は、経営無能力者を農場相続人に指定することはできない。最後に、所有者が、明確な留保なしに、農場の経営管理を永続的に直系卑属に委託した場合または農場における卑属の仕事の種類および範囲により、当該卑属が農場を承継すべきことを認識せしめた場合には、所有者は他の相続人を指定することはできない。このような場合には他の者を農場相続人に指定しても、または他の者への生前の農場譲渡をしても無効である。立法者は、判例によって展開されてきた、農場譲渡および農場相続人指定に関する諸原則をこれらの規定により法律上確認したのである。

いわゆる夫婦農場の相続に関しては特別規定が適用されている。夫婦農場とは夫婦双方の共有に属する経営をいう。経営が夫婦双方の共有ではなく、単独所有となっている場合には、夫婦双方によって、その土地財産が夫婦農場であるべき旨意思表示され、この夫婦農場たる性質が土地登記簿に登録される場合に夫婦農場となる。配偶者が死亡した場合には、その持分は、直系卑属ではなく生存配偶者に帰属する。配偶者が生前に農業

相続人を指定する場合には、終意処分により共同でのみ指定することができる。

3、その他の遺産相続人の地位

相続により農場は法律または終意処分によって定められた農場相続人に帰属する。共同相続人は農場相続人に対する補償請求権を有するだけである。農場一子相続法の改正により、譲歩相続人の補償請求権は、租税上の統一価格の一、五倍とされている、いわゆる農場価格を基礎として計算される。このようにして計算された農場価格から、共同相続人相互の持分割合に応じて、農場の負担となっており、かつ農場相続人が単独で負担しなければならぬ遺産債務が差引かれる。もちろん遺産債務は無制限ではなく、ただか農場価格の三分の二の限度でのみ差し引かれることになっている。遺産債務を差し引いた残額——これは少なくとも農場価格の三分の一の額に達しなければならぬのだが——は、市民的相続法に従って共同相続人に帰属する相続分を基礎として、彼らの補償請求権を計算するために用いられる。農業裁判所は、一定の条件のもとで補償請求権の支払猶予を認める権限を有する。農場価格は市民法上の共同相続人の補償請求権を計算するための基礎としてのみ用いられるわけではない。それは遺留分権利者、相続補償請求権を有する非嫡出子受遺者ならびに夫婦財産法上の規定により剰余調整

ドイツ連邦共和国における農業相続法

請求権を有する生存配偶者の請求権についても基準となる。

一定期間内に、経営全体、経営の一部もしくは農場付属物の本質的部分を譲渡するか、または経営を農林業用以外に用いている場合には、農場価格を基礎とする共同相続人の補償の中に実在している農場相続人の優遇は、もはや正当化されない。このような場合について農場一子相続法は譲歩共同相続人の補償補充〔請求権〕を規定している。農場相続人はその場合には譲歩共同相続人に譲渡益または収益を市民相続法による相続分に応じて配分しなければならない。当然のことながら、この補償補充義務は、農場相続人が二年以内に同価値の代替経営もしくは同価値の代替地片を取得する場合には発生しない。あまりにも長期間にわたって共同相続人の補償補充請求権を存続させることは、農業構造上期待されている土地の流動化を阻害することになりかねない。したがって立法者は補償補充のための〔義務存続〕期間を相続開始後二〇年間に制限した。補償補充〔の額〕はこの期間内に逡減することになっている。譲渡が相続開始後一〇年以内になされた場合にのみ、農場相続人はその共同相続人に全譲渡益を配分しなければならない。譲渡が相続開始後一〇年以降になされる場合には、譲渡益の四分の一が控除される。譲渡が相続開始後一五年から二〇年の間に生じる場合には、譲渡益の半額が控除されたがって半額が農場相続人のもとに残

る。

農場一子相続法では、生存配偶者の地位が特別に規定されている。したがって立法者は農場経営における配偶者の特別な役割を考慮している。農場相続人が被相続人の卑属である場合には、農場の管理権と用益権は農場相続人が満二五才になるまで、生存配偶者に帰属する。讓歩相続人としての生存配偶者に帰属する補償請求権を生存配偶者が放棄する場合には、生存配偶者は終身間、農場相続人に対して通常の隠居分を要求することができ、被相続人は、死因処分によって所有者の直系卑属の中から農場相続人を決定する権限を、生存配偶者に与えることができる。これによって、被相続人が未成年の子を残していた場合に、どの子供が農業に特に適しているのかをいまだ見通すことができないという事態に対し配慮がなされている。

相続債権者との関係においても、立法者は農場をできるだけ確実なものとするよう努力している。農場相続人は相続債権者に対して連帯債務者として責任を負っている。しかも非農業的遺産については相続人となっていない場合であっても、農場に設定されている不動産担保権を含む遺産債務は、非農場財産によって弁済されるべきものとされている。非農場財産が遺産債務の弁済には不十分であるという場合にのみ、農場相続人は遺産債務を単独で負担し、かつ共同相続人を遺産債務から解放す

る義務を、共同相続人に対して負担する。

七、農業における世代交替と農林業用地片取引法

一九六一年七月二八日の農林業用地片取引法は、農業における世代交替にとって二通りの方法において重要なものとなりうる。一つは同法がその第一三条以下において農業経営のために一括配分手続を導入したということである。しかし、一括配分手続は、農業経営が法定相続に関する民法典の規制に従って成立する相続人組合に帰属する場合にのみ許容される。一当事者の申請に基づいて農場を分割せずに共同相続人の一人に配分する権限が農業裁判所に与えられることによって、遺産分割の実施が民法典とは異ってくるにすぎないのである。一括配分の対象となる経営は、経営管理に適した農場家敷を備えていなければならない、かつその収益はおおむね一農民家族の扶養に充分なものではない。農業裁判所に提訴されるのは、共同相続人が遺産分割に合意しない場合または合意された遺産分割が実行できない場合に限られる。一括配分の場合には、いかなる基準に従って裁判官が一括配分資産の受領者を調査・確定しなければならないのかという問題が生じる。その場合には、農林業用地片取引法は被相続人の実際上のもしくは推定上の意思を重視している。被相続人の推定的意思は、例えば経営におけ

る子供の就業の種類や範囲によって確定されうる。被相続人の直系卑属または生存配偶者以外の一共同相続人に対しての一括配分が許されるのは、当該共同相続人が経営に居住しており、かつ経営を管理し、もしくは共同管理している場合に限られる。共同相続人が経営の承継を準備していないか、または通常の経営管理に適していない場合には、一括配分は排除される。

一括配分資産の受領者は、他の共同相続人に対して一定の金額を支払うことによって補償しなければならぬ。この金額は、一括配分された農場について他の共同相続人が有している持分の価格に応じたものとされている。この場合には、経営は収益価格で評価される。共同相続人への補償の支払は、一定の要件のもとで農業裁判所によって猶予される。農業用地片取引法も補償補充に関する規定を置いている。「農場」取得者が一括配分後一五年以内に経営もしくは一括配分された個々の対象から、譲渡もしくは一括配分の目的に反する利用によって著しい利益を獲得する場合には、彼は共同相続人に補充的に補償しなければならぬ。この場合には一括配分の時点における経営ないし当該対象の取引価格が基礎とされる。

これと並んで農業用地片取引法の土地法的指導規定は、農業経営を含む遺産の整理に影響を与えている。農業用地片の取引は、官庁の認可手続に服している。地片の法律行為による

ドイツ連邦共和国における農業相続法

譲渡ならびにこれに関する債権契約が私法上の効果を有するた
めには、認可が必要でありこの認可は法律によって定められた
一定の理由によって拒否されることがある。すなわち拒否理由
とは、譲渡によって不健全な土地配分がもたらされること、土地
保有の非経済的な細分化もしくは分割、または譲渡価格と地片
価値との著しいアンバランスである。とくに不健全な土地配分
または土地保有の非経済的な細分化もしくは分割という拒否理
由は、相続との関連における所有権の移転にさいして重要であ
る。終意処分に基づく遺贈、分割方法の指定、または負担であ
って、認可を義務付けられた法律行為の着手を余儀なくされる
ものは、農業用地片取引法に服する。遺産分割の過程におけ
るすべての地片譲渡、例えば共同相続人以外の者への相続分の
譲渡も同様に認可義務がある。農業経営が所有者の配偶者また
は一定の近親者に不分割的に譲渡されまたは先取的相続の方法
〔農場譲渡契約〕において譲渡される場合には、認可官庁は認
可を与える義務がある。農業用地片取引法は現在のところ地
片の負担、または土地保有についての強制執行を制限していな
い。農業用地片取引法の手段によって、相続における非経済
的細分化は一定限度において予防されている。これに対して相
続補償による土地保有の債務超過に対しては、国家による干渉
可能性は存在していない。

〈後記〉本稿はヴィンクラー博士が、日本学術振興会の招待により二月二十五日から四月二三日まで在日中、早稲田大学比較法研究所、東京大学社会科学研究所、大阪市立大学法学部において行なった講演の原稿の翻訳である。なお、講演者の氏名と講演のタイトル（原文）は以下の通りである。

Akademischer Oberrat Dr. Wolfgang Winkler, Institut für Landwirtschaftsrecht der Universität Göttingen,
“Das landwirtschaftliche Erbrecht in der Bundesrepublik Deutschland”